

アジアにおける日本映画特集上映事業委託実施要項

平成20年4月1日
文化庁次長決定
平成23年4月1日改正
平成27年3月19日改正
平成28年4月1日改正

1. 趣 旨

日本の文化や社会を映し出した日本映画を特集上映することにより、日本文化への理解や親しみの深化を図るとともに、日本映画のアジア諸国での上映機会を増加し、もって我が国の映画芸術の発展に資する。

2. 委託業務の内容

日本の文化や社会を映し出した日本映画をその国の日本映画の上映実態と鑑みて、日本映画を選定し、上映施設等において上映する。

また、実施に伴う広報活動や上映作品に関する理解を図るための作品プログラムの作成や上映作品の監督・出演者・プロデューサー等関係者による啓蒙活動等を実施する。

3. 業務の委託先

日本映画に関する専門的知識を有し、日本映画の振興に係る活動を行っている我が国の団体（以下「実施団体」という。）で、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものとする。

（1）法人格を有する団体

（2）法人格を有しないが、以下の要件をすべて満たしている団体

ア 定款に類する規約等を有すること

イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

ウ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること

エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

4. 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から業務が完了した日又は委託を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日までとする。

5. 委託手続

（1）実施団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。

（2）文化庁は、上記（1）により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、実施団体に対し業務を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（賃金・諸謝金・旅費・借損料・消耗品費・会議費・通信運搬費・雑役務費・保険料・消費税相当額・再委託費・一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、実施団体が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

7. 業務完了の報告

実施団体は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、終了した日から30日を経過した日、又は当該事業年度末日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

8. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、実施団体へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9. その他

- (1) 文化庁は、実施団体における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、実施団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 実施団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。